

出国前検査証明について

令和3年4月22日現在

- 1 現在、日本人を含む全ての入国者は、原則として、医療機関等において、滞在先の国・地域を出国する前72時間以内にCOVID-19（新型コロナウイルス）に関する検査を受けて、「陰性」であることを証明する検査証明（以下「出国前検査証明」という。）を取得する必要があります。
- 2 出国前検査証明の様式は、原則として、所定のフォーマットを使用してください。所定のフォーマットに対応する医療機関等がない場合には、任意のフォーマットの使用も妨げられませんが、所定のフォーマットと同内容が記載されているものを準備する必要があります。
なお、所定のフォーマットの様式や出国前検査証明に記載すべき内容については、[厚生労働省のホームページ](#)を御確認ください(注1)。
- 3 日本に到着後、検疫所へ出国前検査証明を提示又は提出してください。
上陸拒否の対象地域に滞在歴がある外国人の場合、検疫所へ出国前検査証明を提示した後、その原本又はその写しを入国審査官に対して提出する必要があります(注2)。
出国前検査証明を提出できない場合には、検疫法の規定に基づき、日本への上陸が認められないこととなります。また、上陸拒否の対象地域に滞在歴がある外国人の場合、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）の規定に基づき、上陸拒否の対象となります。
なお、外国人の方が、偽変造された出国前検査証明を提出するなどして上陸許可を受けたと認められる場合には、入管法の規定に基づく在留資格取消手続及び退去強制手続の対象となることがあります。

(注1) 所定のフォーマットによる出国前検査証明を取得できない等の特別な事情がある場合には、出発地の日本国大使館・総領事館に前広に御相談願います。

(注2) 出国前検査証明（又はその写し）は紙で提出していただく必要がありますので、出国前検査証明を電子データで保有している方は、事前に必ず印刷したものを準備してください。

連絡先：出入国在留管理庁出入国管理部審判課

電話：（代表）03-3580-4111（内線4446・4447）